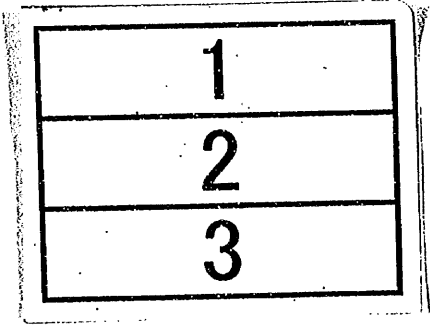


分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3版以上のため
文書等名	大正九年海軍生徒志願者 一覧表
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

水無月(八日)旅順發山東高角附近へ)
野間(九日)吳發「タラカン」へ)
藤州(九日)舞鶴發佐世保へ)
知床(十日)佐世保發「タラカン」へ)

○雜款

○郵便物發送先

軍艦滿州宛
十二月十三日迄ニ到着見込ノモノハ 横須賀
同 二十三日迄ニ 同 清水
一月一日迄ニ 同 館山
其ノ後ハ 横須賀
特務艦野島宛
本日以後 吳

○南洋交通船芝罘九第一回輸送日割

一、行 先 地 二見、サイパン、トラック、ヤ
ツブ、パラオ、アンガウル
二、入 港 日 時 十二月十二日時刻未定
三、出 港 日 時 十二月十六日時刻未定
四、輸送請求締切 十二月十四日正午
五、物件搭載締切 出港時刻ノ二時間前

六、便乗者乗船時刻 右 同

備考 一、未定事項ハ決定次第通知ス
二、便乗者ハ出港時刻ノ二時間前迄ニ港務
部ニ集合ノコト
三、復航、パラオ、ヤツブ、ウオレア、トラ
ック、サイパン、二見、門司
(横須賀海軍港務部)

○ベスト發生報(大正九年十二月九日)

昨日和歌山市住吉町ニ有菌鼠一發見ス、既報町名不明
ノ分ハ同市東田中町ト判明ス

累計(患者) 二二三
(有菌鼠) 六七

○虎列刺發生報(大正九年十二月九日)

臺灣 自十二月二日 高雄州一〇、臺中州一
累計 二、三五二

海軍公報

第二千四百六十三號

海軍大臣官房

大正九年十二月十三日(月)

○通牒

艦本第一四一五號

工務規則第六十九條職工旅費支給方ニ關シ當總務部第三課ト佐世保工廠會計部ト左記ノ通應答致候
右通牒ス

大正九年十二月十三日

海軍艦政本部長 岡田啓介

佐工會第二〇五六號

大正九年十一月六日

佐世保海軍工廠會計部

海軍艦政本部總務部第三課宛

工務規則第六十九條第一號ニ關スル件

今般達第二百四號ヲ以テ工務規則第六十九條第一號ヲ改正セラレ候處左ノ點疑義ニ互リ候條貴見承知致度
追テ本件ハ可成至急御回答ノコトニ御取計相成度
右照會ス

一、同條中ノ出張旅行トハ海軍内國旅費規則ノ第何條

海軍公報第二千四百六十三號

大正九年十二月十三日

一一七五

0633

- ニ該當スル旅行ヲ意味スルヤ其範圍承知致度
二、同條但書ニ依レハ加給ヲ給スル場合ハ全然旅費ヲ支給セザル意味ト解セラルルモ左ノ場合ニ於ケル御意見如何
- イ、一日佐世保ヨリ試運轉ノ爲出航三日夜清水陸泊
 - 四日横須賀著退艦陸路歸廠ノ場合ノ旅費
 - 一、一、二、三、四日ハ別表第四號第八、第九ノ加給ヲ給ス
 - 二、一、二、三日ハ同表備考第四ノ加給ヲ給ス
 - 三、三日ハ海軍内國旅費規則第十二條第二項ノ旅費ヲ給ス
 - 四、四日以降同規則第二表ノ旅費ヲ全部給ス
- (註) 三日及四日ハ加給及旅費ヲ併給スルコトナルモ致方ナシト認ム如何
- ア、一日佐世保發陸路同日長崎著直ニ乘艦試運轉ノ爲出航三日長崎著即日長崎發陸路歸廠ノ場合ノ旅費
 - 一、本旅行ハ全部普通出張旅行トシテ取扱フヘキ
 - ヤ即チ海軍内國旅費規則第二表ヲ全部支給ス
 - ヘキヤ乗艦後ハ工務規則別表第四號ノ加給ヲ給スヘキヤ疑問アリ

二、後者ナリトシテハ第一日ハ日當ヲ支給スヘキヤ
別表第四號備考第四ノ加給ヲ給スヘキヤ

艦本總三八八號ノ三

大正九年十二月十一日

海軍艦政本部總務部第三課

佐工會計部宛

工務規則第六十九條旅費支給方ニ付

佐工會第二〇五六號照會ノ本件左記ノ通御承知相成度
者同答ス

一、工務規則第六十九條第一號中ノ出張旅行トハ内國
旅費規則第五條第一號ニ準スヘキ場合ノ旅行ヲ云
フ其ノ他ノ旅行ニシテ内國旅費規則第五表額支給
ノ事項ニ準スヘキモノハ第五表ニ依リ旅費支給ノ
答

二、工務規則別表第四號第八、第九ノ加給ト旅費トノ
支給區分ニ就テハ

イ、一日ヨリ四日上陸迄ハ加給ノミヲ支給シ旅費ヲ
支給セズ

四日上陸後ヨリ歸廠迄旅費支給

ロ、一日乗艦迄及三日退艦後ハ第五表額ノ旅費支
給
一日乗艦ヨリ三日退艦迄之間ハ加給ヲ支給ス

○ 辭令

海軍主計兵曹長 梅津 三義
海軍武功勳賞委員附ヲ命ス(時海軍省)

海軍技手 庄司 富重

海軍建築本部附ヲ免シ佐世保海軍建築部勤務ヲ命ス
(時海軍省)

海軍少佐 高須 四郎

第一課勤務ヲ命ス(時海軍省人事局)

海軍軍醫學校海軍防疫學教授助手囑託
依願解囑託(時海軍教育本部) 菅 勝 征

○ 艦船所在

▲印ハノボルヲ
指定ヲ要セズ

○十二月十三日午前十時調

横須 賀 白長門、白金剛、陸奥、山城、鎌名、
八雲、津輕、富士、橋立、滿州、武藏、若宮、青島、
劍崎、洲崎、松江、天龍、区家風、津風、
矢風、神風、日羽風、ト千早、区夕立、三日月、
夕暮、白鷺、区藤、桑、檜、横、区春風、
初春、初雲、時雨、区如月、吹雪、有明、初霜、神風
響、浦風、不知火、薄雲、区潜一七、潜一六、潜一、
潜三、区潜一四、潜一五、区雄、白鷹、海、潜〇五、
潜〇七

0634

横濱 佐多
 浦賀 萩
 館山 朝日、生駒
 大津 追風、彌生、夕風、疾風
 吳 扶桑、矢矧、下城、本月、伊勢、津、
 伊吹、鞍馬、常盤、明石、千代田、下津崎、駒橋、周防、
 大和、淀、野島、勢山、口、陽炎、陽、口渡、
 浦波、綾波、長月、菊月、口谷風、江風、口滑五、滑三、
 滑四、口滑一〇、滑一一、滑一二、口滑八、滑九、
 滑一三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、滑〇一、
 滑〇二、滑〇四
 大坂 藤
 神戶 大井、襟裳、葵
 徳山 辨天丸
 佐世保 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲、
 利根、北上、秋津洲、最上、沖高、藤州、下龍田、
 口栗、橋、柿、口樞、梨、竹、榎、口桂、楓、梅、
 橋、口樞、櫻、桃、柳、口村雨、朝霧、朝潮、白雲、
 口燕、雁、滑〇三、滑〇六
 長崎 多摩
 津 鶴、若殿
 若 鶴
 安藝、備前、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、口若菜、
 湖、朝風、口白、口海風、山風、柏、西、口濱風、
 磯風、天津風、時津風、島風、難風、夕風、口水七五、

水七三、水七三、水七四
 鎮海 須磨、口白雪、松風、野分、霞、口雲雀、
 鶴、重、鶴
 鎮南浦 室戸
 旅順 口卯月、水無月
 枋葉沖 口櫻、椿、桐、橘
 南洋群島 勝力、小倉丸、松山丸
 浦羅斯德 口三笠
 上海 石見、關東
 南 口千歲、鳥羽
 漢 宇治
 長 隅田
 宜 伏見
 桑 能登呂
 航海中
 岩手、浅間(三日)「サントス」發「モンテ、ピデオ」(○)
 野間(九日)與摩「タラカン」(○)
 知床(十日)佐世保發「タラカン」(○)
 菊(十二日)多度津發與(○)
 高崎(十二日)横須賀發(○)
 口松、杉、柏(十三日)佐世保發鎮海(○)

海軍公報 第 2406 號 大正九年十二月十三日

一七七七

0635

○雜款

○司令驅逐艦變更
第二十三驅逐隊司令ハ本月十日司令驅逐艦ヲ柏ヨリ松ニ變更セリ

○事務所撤去
神戸川崎造船所内ニ於ケル本艦艇裝具事務所ヲ撤去セリ(註)驅逐艦菊)

◎南洋交通船芝罘丸行動豫定

地名	著	發
横濱	十二月十二日	十二月十二日
横須賀	十九日	十六日
二見	二十四日	二十日
サイパン	二十九日	二十六日
トラツク	一月六日	一月七日
ヤラオ	八日	十三日
アンガウル	十三日	十四日
バラオ	十四日	十五日
ヤラオ	十六日	十七日
ウオレ	十九日	十九日
トラツク	二十一日	二十四日

サイパン	二月二十七日	二月二十八日
二見	二月一日	二月一日
門司	二月五日	二月六日
横濱	二月九日	二月九日

海軍豫備一等機關兵曹野實大正九年一月十日死去セリ

(部内限一頁)

0636

海軍公報

第二千四百六十四號

海軍大臣官房

大正九年十二月十四日(火)

○令達

官房第四四八八號

吳、江田島間文ハ吳、廣間ノ赴任旅行ニシテ阿地間家族ヲ移轉スル者ニハ當分ノ内移轉料及家族移轉料ヲ支給スルコトヲ得但シ移轉料ノ金額ハ本年官房第三三九二號所定額ノ半額トシ家族移轉料中ニハ赴任手當ノ金額ヲ算入セサルモノトス
本令ハ大正九年九月十四日ニ遡リテ之ヲ適用ス

大正九年十二月十四日

海軍大臣 男爵加藤友三郎

官房第四四八九號

南洋交通船ヲ左ノ通告メ其ノ行動及海軍ニ關スル輸送業務等ニ關シテハ大正六年十二月官房第三七一九號ニ準據スル儀ト心得ヘシ

大正九年十二月十四日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

○通牒

官房第四四九〇號

大正九年十二月十四日

海軍省副官 野村吉三郎

艦隊、鎮守府、要港部參謀長(參謀)殿

汽船「トロール」漁業許可ノ件

本件ニ關シ左記ノ通農商務省水産局ヨリ通知アリタリ
右通牒ス

記

許可番號 第五八號

第六〇號

住

兵庫縣武庫郡西宮町 福岡縣福岡市下對馬
所字川尻二千六百十九 小路二十五番地博多
番地 トロール株式會社

海軍公報第二千四百六十四號 大正九年十二月十四日

一一七九

0637

【浦賀】萩
 【館山】朝日、生駒
 【大湊】口追風、船生、夕風、疾風
 【吳】扶桑、矢矧、千代田、伊勢、攝津、伊吹、鞍馬、常磐、明石、大和、淀、野島、長波、長月、菊月、谷風、江風、菊、潜四、潜一〇、潜一一、潜一二、潜八、潜九、潜一三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潜〇一、潜〇二、潜〇四
 【大阪】藤
 【神戸】大井、襟裳、葵、辨天丸
 【徳山】霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲、利根、北上、秋津洲、最上、沖島、膠州、龍田、栗、榆、梅、柿、梨、竹、榎、桂、楓、梅、楠、櫻、桐、桃、柳、村雨、朝霧、朝潮、白雲、口燕、雁、潜〇三、潜〇六
 【長崎】多摩
 【若津】鶴、鹿島、筑摩、春日、新高、安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、若葉、朝風、天津風、時津風、島風、離風、汐風、水七二、水七三、水七四

【鎮海】須磨、白雲、松風、野分、辰、雲雀、鶴、鷺、鶴
 【鎮南浦】室戸
 【旅順】口卯月、水無月
 【枋葉沖】口櫻、椿、桐、橘
 【南洋群島】勝力、小倉丸、松山丸
 【浦羅斯德】三笠
 【上港】石見、關東、千歲、鳥羽
 【南港】嵯峨
 【漢口】宇治
 【長沙】隅田
 【宜昌】伏見
 【モンテビデオ】碧手、淺間、能登呂
 【航海中】野蘭(九日吳發「タラカン」へ)、知床(十日佐保發「タラカン」へ)、高崎(十二日横須賀發)、口松、杉、檜、柏(十三日佐保發鎮海へ)、秀山(十三日吳發佐保へ)

○ 雜 款

海軍公報第三千四百六十四號 大正九年十二月十四日

○司令驅逐艦變更
第二十四驅逐隊司令ハ本月七日司令驅逐艦ヲ楡ヨリ楡ニ變更セリ

○郵便物發送先
佐世保海軍航空隊宛

自今

佐世保郵便局氣付

第二十二驅逐隊(桂、楓、梅、楠)宛

十二月十六日迄ニ到着見込ノモノハ 佐世保其ノ後ハ 馬公測天島局留置

○著任退廳

十二月十一日岡崎新任海軍教育本部第三部長著任平塚前任海軍教育本部第三部長十二月六日退廳(海軍教育本部)

○訂正

本月十日雜款欄賢所御神樂ニ參列スヘキ勅任官總代海軍中將堀内三郎ヲ海軍少將山口銳ニ改ム

(ハ)スト發生報(大正九年十二月十一、十三日)内務省衛生局

十日和歌山縣海草郡宮前村大字小雜賀紀陽織布會社職工男一疑似發生

十一日同地ニ有菌鼠一、十二日和歌山市畑屋敷雁木町ニ有菌鼠二發見

累計(患者) 二四
有菌鼠 六九

○虎列刺發生報(大正九年十二月十一、十三日)内務省衛生局
八日臺中州三五、九日同州一五
累計 二、三九二

海軍技手橋本壽雄ハ本月十二日死去セリ

(部内限一頁)

海軍公報

第二千四百六十五號

海軍大臣官房

大正九年十二月十五日(水)

○辭令

堀 信一

與海軍建築部ニ於ケル土木工事業務ヲ囑託ス但報酬月額百五拾圓ヲ給シ部内限リ奏任官待遇トス(特許海軍省)

總務部第一課附ヲ命ス 海軍書記 小川 恭助

總務部第三課附ヲ命ス 海軍書記 山崎 健藏

海軍書記 萬力 毅

總務部第一課勤務ヲ命ス(以上特許海軍艦政本部)

○艦船所在

▲印(ハキ)ノ指定ヲ要セズ

○十二月十五日午前十時調

【横須賀】 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、生駒、榛名、八雲、津輕、富士、橋立、滿州、武藏、若宮、青島、劍埼、洲埼、松江、天龍、口峯風、澤風、矢風、沖風、口羽風、口千早、口夕立、三日月、夕暮、白露、口雄、桑、楢、口春風、初春、初雪、時雨、口如月、吹雪、有明、初霜、神風、浦風、不知火、薄雲、口潜一七、

潜一六、潜一、潜二、口潜一四、潜一五、口雄、鴨、鴻、白鷹、潜〇五、潜〇七、芝罘丸

【横濱】 佐多

【浦賀】 萩

【大湊】 口追風、彌生、夕風、疾風、扶桑、矢矧、口球磨、平戶、伊勢、攝津、

【吳】 伊吹、鞍馬、常磐、明石、千代田、口韓崎、駒橋、周防、大和、淀、野島、口曙、陽炎、口磯波、浦波、

磯波、長月、菊月、口谷風、江風、菊、口潜五、潜三、潜四、口潜一〇、潜一一、潜一二、口潜八、潜九、

潜一三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潜〇一、潜〇二、潜〇四

【大阪】 藤

【大井】 襟裳、葵

【神戶】 辨天丸

【德島】 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、山雲、利根、北上、秋津洲、最上、沖島、口龍田、口栗、

楡、梅、柿、口樺、梨、竹、楸、口桂、楓、梅、楠、口榎、檜、桃、柳、口村雨、朝霧、朝潮、白雲、口白雪、

松風、野分、霞、口燕、雁、潜〇三、潜〇六

【長崎】 多摩、木曾、秋風

海軍公報第二千四百六十五號 大正九年十二月十五日

一一八三

0641

【若津】

鎮、青森

【舞鶴】

口香取、鹿島、筑摩、春日、新高、安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、若葉、湖、朝風、子日、海風、山風、檜、瀨、磯風、天津風、時津風、島風、雜風、沙風、水七五、水七二、水七三、水七四

【鎮南浦】

室戸

【枋寮沖】

口櫻、樺、桐、栢

【南洋群島】

勝利、松山丸

【歸化船】

須磨、口雲雀、船、鷺、鶴

【旅順】

口卯月、水無月

【編艦新機】

Y出登

【上】

石見、關東、千歳、鳥羽

【南】

差機

【漢口】

宇治

【長沙】

兩田

【宜昌】

伏見

【モンラビデオ】

口磐手、淺間

【マリーナネツツ】

能登島

【航海中】

野間(九日吳發「タラカン」)

【船中】

和床(十日佐世保發「タラカン」)

【高崎】

(十二日横須賀發)

口松、杉、檜、柏(十三日佐世保發鎮海)

勞山(十三日吳發佐世保)

膠州(十四日佐世保發吳)

○雜款

○軍艦、驅逐艦進水

長崎三菱造船所於テ建造ノ軍艦本會昨十四日午前十一時、同驅逐艦秋風同日午前十時就レモ進水セリ

○外國出張

英國へ出張ヲ命セラレタル海軍造船少佐山本淺太郎、來ル十六日午前十時神戸出港阿波丸ニテ出發ノ豫定

○南洋交通船芝罘丸第一回輸送日割申出港日時左ノ通り決定ス

一、出港日時 十六日午後二時

(横須賀海軍港務部)

(部内限二頁)

0642

海軍公報

第二千四百六十六號

海軍大臣官房

大正九年十二月十六日(木)

○通牒

經調第八七號

大正九年十二月十六日

海軍省經理局長 志 佐 勝

各委任仕拂命令官殿

計算證明ニ關スル件

左記ノ通り會計検査院部長ヨリ照會有之候條御承知相

成度

右通牒ス

左記

大正九年十二月十四日送第四四八號會計検査院部長照會
計算證明規程第五十一條ニ據リ仕拂命令官ヨリ提出シ
要スル事業成績書中臨時軍費所屬ノ分ハ該特別會計
年度終末ニ於テ提出ノ等ニ候處右ハ本院検査上ノ都合
ニ依リ此際大正九年三月末迄ノ事業現況ニ依リ一旦打
切リ報告相成候様致度就テハ其旨一般へ通牒方御取計
有之度此段及照會候也

○辭令

第一課勤務ヲ命ス(註、水路部)

研究部附ヲ命ス(註、海軍火藥廠)

海軍少佐 大場 嘉藤

○艦船所在

〇十二月十六日午前十時調

横須賀 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、

生駒、榛名、八雲、津輕、富士、橋立、滿州、武藏、

若宮、青島、劍崎、洲崎、松江、天龙、

峯風、澤風、矢風、沖風、巨羽風、千早、

夕立、三日月、夕暮、白露、日輝、桑、椿、

榎、春風、初春、初雪、時雨、如月、吹雪、

有明、初霜、神風、響、浦風、不知火、薄雲、潜一七、

潜一六、潜一、潜二、潜一四、潜一五、日雄、鷗、鴻、

白鷹、潜〇五、潜〇七、芝罘丸

海軍公報第二千四百六十六號 大正九年十二月十六日

二八五

0643

○ペスト發生報(大正九年十二月十五日
内務省衛生局)
十三日市歌山縣海草郡岡町紀陽織布株式會社工場内有
菌鼠一發見ス

累計(患者) 二四
有菌鼠 七〇

○虎列刺發生報(大正九年十二月十五日
内務省衛生局)

昨日福岡縣防疫員一名(細菌検査ニ従事者)疑似發生ス

内地全國累計 五、八二九

臺灣 十日、十一日高雄州一、臺中州一

累計 二、三九四

海軍技手長島長吉ハ本月十一日死去セリ

海軍公報第二千四百六十六號

大正九年十二月十六日

(部内限一頁)

一一八七

0645

海軍公報

第二千四百六十七號

海軍大臣官房

大正九年十二月十七日

○訓令

海軍中佐 鹽澤 幸一
海軍大學校教官在職中ハ參謀官ト心得ヘシ(註明海軍大臣)

○辭令

○大正九年十二月十六日
任海軍技手 榎本 明
給月俸七拾圓

海軍技手 榎本 明

海軍航空機試驗所附ヲ命ス
依願免本官 海軍技手 中村 貴義

乘船船監督助手ヲ命ス 同 末永 徳夫

休職女子學習院教授 齋藤 惇

海軍經理學校ニ於ケル國語漢文教授ヲ囑託シ報酬月額四拾圓ヲ贈與ス(以上註明海軍省)

(各通)

海軍造船大佐 東海 勇藏
同 吉田 安
第四部勤務ヲ命ス(註明海軍艦政本部)

○艦船所在

▲印(ハハハ)ノ指定ヲ受ケス

○十二月十七日午前十時調

【横須賀】 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、生駒、榛名、八雲、津輕、富士、橋立、瀨州、武藏、若宮、青島、洲崎、松江、大龍、峯風、澤風、矢風、沖風、口羽風、口千早、口夕立、三日月、夕暮、白露、口編、桑、椿、榎、口春風、初春、初雪、時雨、口如月、吹雪、有明、初霜、神風、響、浦風、不知火、薄雲、口潛一七、口潛一六、口潛一五、口潛一四、口潛一三、口潛一二、白鷹、口潛一〇、口潛〇七

【横濱】 佐多

【浦賀】 萩

【大湊】 口追風、彌生、夕風、疾風

【吳】 扶桑、矢矧、口球磨、平月、伊勢、攝津

海軍公報第二千四百六十七號

大正九年十二月十七日

一一八八

0646

伊吹、鞍馬、常盤、明石、千代田、ト轉崎、駒橋、周防、大和、淀、野島、口曙、駒炎、鹽、口磯波、浦波、綾波、長月、菊月、口谷風、江風、菊、口潛五、潛三、潛四、口潛一〇、潛一一、潛一二、口潛八、潛九、潛三三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潛〇一、潛〇二、潛〇四

【大 阪】 藤
【神 戶】 大井、襟裳、葵

【佐世保】 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲、利根、北上、秋津洲、最上、沖島、勢山、口龍田、口栗、檜、梅、柿、口樺、梨、竹、桐、口櫻、梅、桃、柳、口村雨、朝霧、朝潮、白雲、口白雪、松風、野分、夜、口燕、雁、潛〇三、潛〇六

【長 崎】 多摩、木曾、秋風
【若 津】 鶴、蒼風

【西 戶 崎】 辨天丸

【舞 鶴】 口香取、鹿島、筑摩、ト春日、新高、安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、口若葉、潮、朝風、子口、口海風、山風、楠、口濱風、磯風、天津風、時津風、島風、羅風、沙風、口水七五、水七二、水七三、水七四

【鎮 南 浦】 室戶
【鎮 南 浦】 杉、口雲雀、鶴、鷺、編

【旅 順】 口卯月、水無月
【馬 公】 口櫻、梅、橘

【打 狗】 桐
【南洋群島】 勝力、松山丸
【浦羅新德】 ト三笠

【上 海】 石見、關東
ト千歲、鳥羽

【南 京】 嵯峨
【漢 口】 宇治

【長 沙】 瀧田
【宜 昌】 伏見

【桑 港】 能登呂
【モロツランカ】 ト磐手、淺間

【航海中】

野間(九日吳發「タラカン」)
知床(十日佐世保發「タラカン」)
膠州(十四日佐世保發吳)
須磨(十五日鎮海發雄基)
劍崎(十六日橫須賀發)
口桂、楓、梅、楠(十六日佐世保發馬公)
高崎(十六日吳發佐世保)
芝罘丸(十六日橫須賀發)
口松、柳、柏(十七日鎮海發鎮南浦)

○ 雜 款

0647

○郵便物發送先
特務艦襟裳宛

本日以後

佐世保

○特設運送船辨天丸行動豫定中變更(十一月二十六日)
(本欄参照)

地名

著

發

徳山

十二月十六日

十二月十六日

西戸崎

十二月十六日

二十一日

○特務艦劍崎行動豫定變更(十二月四日)
(本欄参照)

地名

著

發

横賀賀

十二月二十一日

十二月十八日

大牟田

十二月二十六日

二十四日

横須賀

一月四日

三十一日

○電話架設

芝七八六七

海軍教育本部副官

海軍少佐男爵 渡邊 汀

麻布區仲ノ町四番地

海軍公報第二千四百六十七號

大正九年十二月十七日

(部内限一頁)

一一九一

0648

海軍公報

第二千四百六十八號

海軍大臣官房

大正九年十二月十八日(土)

○通牒

官房第四五三五號

（海）大正九年官房第四〇四号ノ三

特務艦能登呂ト内地郵便局トノ間ニ交換致居候閉塞郵便ハ今般廢止セラレ候

追テ郵便物ハ吳郵便局留置トシテ發送ノコト

大正九年十二月十八日

海軍省副官 野村吉三郎

參照 大正九年十一月六日公報

○辭令

海軍機關大佐	岸本 信太
同	神崎 保
海軍機關中佐	河邊 恒次
同	金谷 三松
海軍機關少佐	武内 真吉
同	木村 香苗

(各通)

海軍公報第二千四百六十八號

大正九年十二月十八日

一一九三

海軍軍醫大佐 田中 筠彦

同 砂堀 雅人

海軍軍醫中佐 草野 直夫

海軍主計大尉 鈴木 亨

海軍生徒採用試験常置委員ヲ命ス

海軍機關少佐 工藤 重治郎

海軍生徒採用試験常置委員ヲ免ス(以上皆海軍省)

○艦船所在

△印(ハハ)ノ
指定ヲ要セス

○十二月十八日午前十時調

【横須賀】 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、生駒、榛名、八雲、津輕、富士、橋立、滿州、武藏、若宮、青島、劍崎、洲崎、松江、天龍、峯風、澤風、矢風、沖風、尾羽風、千早、夕立、三月月、夕暮、白雲、日輝、桑、楳、春風、初春、初雪、時雨、如月、吹雪、有明、初霜、神風、響、浦風、不知火、薄雲、潜一七、潜一六、潜一、潜二、潜一四、潜一五、日雄、鷗、白鷹、潜〇五、潜〇七

0649

【横濱】 佐多

【浦】 萩

【大】 伊吹、鞍馬、常盤、明石、千代田、下津、伊勢、攝津、

大和、淀、膠州、野島、口曙、陽炎、口磯波、浦波、

綾波、長月、菊月、口谷風、江風、菊、口潜五、潜三、

潜四、口潜一〇、潜一一、潜一二、口潜八、潜九、

潜一三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潜〇一、

潜〇二、潜〇四

【大】 藤

【神】 大井、襟裳、葵

【佐世保】 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲、

利根、北上、秋津洲、最上、沖島、勢山、口龍田、口栗、

檜、梅、柿、口樅、梨、竹、榎、口樺、檜、桃、柳、

口村雨、朝霧、朝潮、白雲、口白雪、松風、野分、霞、口燕、

雁、潜〇三、潜〇六

【長】 多摩、木曾、秋風

【若津】 鶴、蒼鷹

【西戸崎】 辨天丸

【舞鶴】 口香取、鹿島、口筑摩、口春日、新高、

安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、口若葉、

潮、朝風、口子日、口海風、山風、檜、口濱風、

磯風、天津風、時津風、島風、瀨風、沙風、口水七五、

水七二、水七三、水七四

【鎮海】 杉、口雲雀、鶯、鶯、鶯

【雄基】 須磨

【鎮南浦】 室戸

【旅順】 口卯月、水無月

【馬公】 口櫻、樺、橘

【打狗】 桐

【南洋群島】 勝利、松山丸

【浦羅斯德】 口三笠

【上海】 石見、關東

【南京】 口千歲、鳥羽

【漢口】 宇治

【長沙】 隅田

【宜昌】 伏見

【桑港】 能登呂

【航海中】

野間(九日吳發「タラカン」)

知床(十日佐世保發「タラカン」)

口桂、楓、梅、楠(十六日佐世保發馬公)

高崎(十六日吳發佐世保)

芝罘丸(十六日橫須賀發)

口松、梅、柏(十七日鎮海發鎮南浦)

○雜款

○旗幟指定
第二戰隊司令官ハ本月八日旗幟ヲ筑摩ニ指定セリ

○郵便物發送先
特務艦劍崎宛
十二月三十日迄ニ到着見込ノモノハ 大牟田
其ノ後ハ 横須賀

○事務所撤去
神戸川崎造船所内ニ設置中ノ襟裳艦裝具事務所ハ本月十六日撤去セリ

豫備役海軍機關大佐從五位勳四等功五級朝永五郎
本月十六日神奈川縣鎌倉町小町四五七番地ニ於テ
卒去、來ル二十一日午後二時鎌倉妙本寺ニ於テ葬
儀ヲ施行ス

海軍豫備一等機關兵曹酒井宗太 大正九年五月十二
日死去セリ

海軍公報第二千四百六十八號

大正九年十二月十八日

(部内限一頁)

一一九五

0651

海軍公報

第二千四百六十九號

海軍大臣官房

大正九年十二月二十日(月)

○令達

官房第四五四八號
明治三十四年十二月海軍第四七三三號中「海軍火藥廠勤務ノ特務士官、准士官」ノ次ニ左ノ通追加ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣 男爵加藤友三郎

一、吳海軍工廠廣支廠長

一、同 副官

參照 明治三十四年十二月海軍第四七三三號ハ各艦勤務ノ海軍武官
中官舍居住者ノ件ナリ

官房第四五四九號

大正十年十二月海軍大學校甲種學生ヲ採用ス左記ニ依
リ選拔表ヲ進達スヘシ
入學試験ハ同年四月下旬頃施行ノ豫定

左記

一、選拔表到達期 大正十年三月三十一日

二、候補者ノ資格

海軍公報第二千四百六十九號 大正九年十二月二十日

- (イ) 海上勤務計算最終期 大正十年三月三十一日
 - (ロ) 海軍大尉ニ任セラレタル後ノ經過年數計算最終期 大正十年三月三十一日
 - (ハ) 選拔ノ際學生タラサル者
 - (ニ) 右ノ外海軍大學校令第十四條及同規則第十條ニ適合スル者
- 右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣 男爵加藤友三郎

附記

海軍大學校規則第十六條但書ニ依リ外國語和譯ノ受
驗希望者アルトキハ選拔表ニ之ヲ明記スルト共ニ大
正十年二月末日迄ニ到達スル様所轄長ハ直接海軍教
育本部長ニ通知スヘシ

官房第四五四九號ノ二

大正十年十二月海軍大學校航海學生ヲ採用ス左記ニ依
リ候補者名簿ヲ進達スヘシ
考試ハ同年四月下旬頃施行ノ豫定其ノ規格次ノ如シ
一、雜問 初級將校トシテ心得、キ實務上及學

一一九七

0652

二、英文、和譯 術上ノ事項 海軍兵學校修業程度但シ辭書ヲ用フ
ルコトヲ得

左記

一、候補者名簿到達期 大正十年三月三十一日

二、候補者ノ資格

(イ) 大正四年十二月十三日ヨリ同七年十二月一日迄
ノ間ニ於テ海軍中尉ニ任セラレタル者

(ロ) 選拔ノ際學生タラサル者

(ハ) 右ノ外海軍大學校令第十五條及同規則第十二條
ニ適合スル者

右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

官房第四五四九號ノ三

大正十年十二月海軍砲術學校高等科學生ヲ採用ス左記

ニ依リ候補者名簿ヲ進達スヘシ

考試ハ同年四月下旬頃施行ノ豫定其ノ規格次ノ如シ

一、雜 問 初級將校トシテ心得ヘキ實務上及學
術上ノ事項

二、英文、和譯 海軍兵學校修業程度但シ辭書ヲ用フ
ルコトヲ得

左記

一、候補者名簿到達期 大正十年三月三十一日

二、候補者ノ資格

(イ) 大正四年十二月十三日ヨリ同七年十二月一日迄
ノ間ニ於テ海軍中尉ニ任セラレタル者

(ロ) 選拔ノ際學生タラサル者

(ハ) 右ノ外海軍砲術學校令第十七條及同規則第十條
ノ三ニ適合スル者

右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

官房第四五四九號ノ四

大正十年十二月海軍水雷學校高等科學生ヲ採用ス左記

ニ依リ候補者名簿ヲ進達スヘシ

考試ハ同年四月下旬頃施行ノ豫定其ノ規格次ノ如シ

一、雜 問 初級將校トシテ心得ヘキ實務上及學
術上ノ事項

二、英文、和譯 海軍兵學校修業程度但シ辭書ヲ用フ
ルコトヲ得

左記

一、候補者名簿到達期 大正十年三月三十一日

二、候補者ノ資格

(イ) 大正四年十二月十三日ヨリ同七年十二月一日迄
ノ間ニ於テ海軍中尉ニ任セラレタル者

(ロ) 選拔ノ際學生タラサル者

0653

(ハ) 右ノ外海軍水雷學校令第十七條及同規則第十條ノ三ニ適合スル者
右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣男爵加藤友三郎

官房第四五四九號ノ五
大正十年十二月海軍大學校機關學生ヲ採用ス左記ニ依リ選抜表ヲ進達スヘシ
試験ハ同年四月下旬頃施行ノ豫定

左記

一、選抜表到達期 大正十年三月三十一日

二、候補者ノ資格

(イ) 大正六年以後ニ於テ海軍機關大尉ニ任セラレタル者

(ロ) 大正六年及同七年ニ於テ海軍機關中尉ニ任セラレタル者

(ハ) 選抜ノ際學生タラサル者

(ニ) 右ノ外海軍大學校令第十六條及同規則第十三條ニ適合スル者

右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣男爵加藤友三郎

官房第四五四九號ノ六
大正十年十二月海軍軍醫學校高等科學生ヲ採用ス左記ニ依リ選抜表ヲ進達スヘシ

左記

一、選抜表到達期 大正十年三月三十一日

二、候補者ノ資格

(イ) 大正五年十二月一日ヨリ同七年十二月一日迄ノ間ニ於テ海軍軍醫大尉ニ任セラレタル者

(ロ) 選抜ノ際學生タラサル者

(ハ) 右ノ外海軍軍醫學校令第十五條及同規則第十一條ニ適合スル者

右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣男爵加藤友三郎

官房第四五四九號ノ七

大正十年十二月海軍經理學校高等科學生ヲ採用ス左記ニ依リ選抜表ヲ進達スヘシ

左記

一、選抜表到達期 大正十年三月三十一日

二、候補者ノ資格

(イ) 海軍主計大尉ニ任セラレタル後ノ經過年數計算最終期 大正十年三月三十一日

(ロ) 選抜ノ際學生タラサル者

(ハ) 右ノ外海軍經理學校令第二十四條及同規則第二十條ニ適合スル者
右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣男爵加藤友三郎

官房第四五四九號ノ八

大正十年度(教育年度)海軍軍醫學校選科學生ヲ採用ス左記ニ依リ志願書ヲ滙達スヘシ
試験ハ大正十年六月上旬施行ノ豫定

左記

一、志願書到達期(志願書ニハ試験ヲ受クヘキ外國語名ノ記入ヲ要ス) 大正十年三月三十一日

二、志願者ノ資格

(イ) 海軍軍醫大尉、海軍藥劑大尉ニ任セラレタル後ノ經過年數計算最終期 大正十年三月三十一日
(ロ) 右ノ外海軍軍醫學校令第十七條ニ適合スル者
右告達ス

大正九年十二月二十日

海軍大臣男爵加藤友三郎

○ 辭令

海軍中佐 生田 矢一
第二部勤務ヲ命ス(其旨海軍艦政本部)

○ 艦船所在

▲印ハハカニ
指定ヲ要セス

○十二月二十日午前十時調

【横須賀】 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、生駒、鎌名、八雲、津輕、富士、橋立、武藏、若宮、青島、劍崎、洲崎、松江、天龍、峯風、澤風、矢風、沖風、羽風、千早、夕立、三日月、夕暮、白鷹、藤、榎、櫻、春風、初春、初雪、時雨、如月、吹雪、有明、初霜、神風、響、浦風、不知火、薄雲、潜一七、潜一六、潜一、潜二、潜一四、潜一五、口雄鷲、白鷹、潜〇五、潜〇七

【横濱】 佐多

【浦賀】 萩

【大湊】 口追風、彌生、夕風、疾風

【吳】 扶桑、矢矧、球磨、平戸、伊勢、攝津、伊吹、鞍馬、常磐、明石、千代田、韓崎、駒橋、周防、大和、淀、膠州、野島、口陽炎、口磯波、浦波、綾波、長月、菊月、口谷風、江風、菊、潜三、潜四、口潜一〇、潜一一、潜一二、口潜八、潜九、潜一三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潜〇一、

潜〇三、潜〇四

【大 阪】 藤

【神 戶】 大井、葵

【佐世保】 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲、

利根、北上、秋津洲、最上、沖島、勢山、高崎、龍田、

江栗、檜、梅、柿、口椛、梨、竹、樺、口櫻、梅、桃、柳、

口村雨、朝霧、朝潮、白雲、口白雪、松風、野分、霞、口燕、

雁、潜〇三、潜〇六

【長 崎】 多摩、木曾、秋風

【若 津】 鶴、芙蓉

【西 戸 崎】 辨天丸

【舞 鶴】 口香取、鹿島、口筑摩、口春日、新高、

安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、口若葉、

潮、朝風、子日、口海風、山風、梅、口濱風、

磯風、天津風、時津風、灘風、沙風、口水七五、水七二、

水七三、水七四

【鏡 海】 杉、口雲雀、鶯、鷺、鶴

【清 津】 須磨

【旅 順】 口卯月、水無月

【馬 公】 口櫻、梅、柿、口桂、楓、梅、楠

【打 狗】 桐

【南洋群島】 勝力

【浦羅新德】 口三笠

【上 海】 石見、關東、口千歲、鳥羽

【南 京】 嵯峨

【漢 口】 宇治

【長 沙】 隅田

【宜 昌】 伏見

【マロフンシカ】 口若手、淺間

【航 海 中】

野間(九日吳發「タラカン」へ)

知床(十日佐世保發「タラカン」へ)

芝罘丸(十六日横須賀發)

口松、神、柏(十七日鎮西發鎮南浦へ)

口松山丸(十七日「サイバン」發二見へ)

室戸(十八日鎮南浦發徳山へ)

標裝(十八日神戸發佐世保へ)

能登丸(十九日桑港發「ホルル」へ)

滿州(十九日清水發測量地へ)

島風(二十日舞鶴發多度津へ)

○ 雜 款

○ 郵便物發送先

特務艦勞山宛

十二月三十一日迄ニ到着見込ノモノハ 佐世保

同 二十九日迄ニ 同 馬

海軍公報第二千四百六十九號

大正九年十二月三十日

1401

0656

海軍公報第二千四百六十九號 大正九年十二月二十日

一一〇二

其ノ後ハ

佐世保

第二十一驅逐隊(櫻、橘、桐、樺)宛
自今

佐世保

○電話架設

芝五四〇四番

海軍軍令部參謀

海軍少將 齋藤七五郎

麻布區山元町三十六番地

(部内限一頁)

0657

海軍公報

第二千四百七十號

海軍大臣官房

大正九年十二月二十一日(火)

○令達

官房第四五六二號

大正九年度歳出科目左ノ通追加ス

大正九年十二月二十一日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

海軍探炭所作業會計歳出

款	項	目	節	解疏	會計科目 電價略號
(海軍探炭所) (作業費)	(俸給)	勅任俸給			マモ
			所長		マセ
		賞與			ケリ

海軍火藥廠作業會計歳出

海軍公報第二千四百七十號

大正九年十二月二十一日

款

項

目

節

解疏

會計科目 電價略號

(海軍火藥廠) (作業費)	(事業費)	(雜給及) (雜費)	慰勞金		キモ
------------------	-------	---------------	-----	--	----

○辭令

海軍監獄看守ヲ命ス
月俸四拾圓ヲ給ス

勳七等 飯田 安弘

佐世保海軍監獄附ヲ命ス(海軍省)

海軍監獄看守 飯田 安弘

第三課勤務ヲ命ス(海軍省軍需局)

海軍造船大佐 東海 勇藏

第二部兼第一部勤務ヲ命ス(海軍省建築本部)

海軍書記 中島 敏成

○艦船所在

▲印ハハカリノ
指定ヲ要セス

11103

〇十二月二十一日午前十時開

【横須賀】 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、生駒、榛名、八雲、津輕、富士、橋立、武藏、若宮、青島、洲崎、松江、天龍、峯風、澤風、矢風、沖風、口羽風、口千早、口夕立、三日月、夕暮、白露、口櫻、桑、椿、棋、口春風、初春、初雪、時雨、口如月、吹雪、有明、初霜、神風、響、浦風、不知火、薄雲、口潜一七、潜一六、潜一、潜二、口潜一四、潜一五、口雄、鷗、鴻、白鷹、潜〇五、潜〇七

【横濱】 佐多

【浦賀】 萩

【大湊】 口追風、彌生、夕風、疾風

【吳】 扶桑、矢矧、口球磨、平月、伊勢、攝津、伊吹、鞍馬、常磐、明石、千代田、口韓崎、駒橋、周防、大和、淀、膠州、野島、口陽、陽炎、臘、口磯波、浦波、磯波、長月、菊月、口谷風、江風、菊、口潜五、潜三、潜四、口潜一〇、潜一一、潜一二、口潜八、潜九、潜二三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潜〇一、潜〇二、潜〇四

【大阪】 藤

【神戸】 大井、葵

【徳山】 室戸

【佐世保】 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲、利根、北上、秋津洲、最上、沖島、勢山、襟裳、高崎

口龍田、口栗、榆、梅、柿、口樅、梨、竹、榎、檜、桃、柳、口村雨、朝霧、朝潮、白雲、口白雪、松風、野分、靛

口燕、雁、潜〇三、潜〇六

【長崎】 多摩、木曾、秋風

【若津】 鶴、蒼鷹

【西戸崎】 辨天丸

【舞鶴】 口香取、鹿島、口筑摩、口春日、新高、安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、口若葉、潮、朝風、口子日、口海風、山風、檜、口濱風、磯風、天津風、時津風、灘風、沙風、口水七五、水七二、水七三、水七四

【鎮海】 杉、口雲雀、鶉、鷺、鵲

【清津】 須磨

【仁川】 口松、柳、柏

【旅順】 口卯月、水無月

【馬公】 口櫻、椿、橘、口桂、楓、梅、楠、桐

【打狗】 桐

【南洋群島】 勝力

【浦羅斯德】 口三笠

【上海】 石見、關東

【南京】 口千歲、鳥羽

【漢口】 嵯峨

【長沙】 宇治

【宜昌】 伏見

【マヒラフランカ】ト碧手、淺間
【桑 港】 能登呂

【航海中】

野間(九日吳發「タラカン」へ)
知床(十日佐世保發「タラカン」へ)
松山丸(十七日「サイパン」發二見へ)
滿州(十九日清水發測量地へ)
劍崎(十九日横須賀發吳へ)
芝罘丸(十九日二見發)
島風(二十日舞鶴發多度津へ)

○ 雜 款

○郵便物發送先
驅逐艦卯月、水無月宛 吳
本日以後
驅逐艦長月、菊月宛 旅
本日以後 旅
第十三驅逐隊司令部宛 順
從前ノ通 旅
特務艦膠州宛 順

一月三日迄ニ到着見込ノモノハ
同 八日迄ニ 同 吳 佐世保
同 二十五日迄ニ 同 舞 鶴
同 三十日迄ニ 同 佐 世 保
其ノ後ハ 吳

○事務所撤去
神戸川崎造船所内ニ於ケル艦裝員事務所ヲ撤去ス(計開
驅逐艦葵)

○事務所設置
特務艦佐多艦裝員事務所ヲ横濱市入船町横濱船渠株式
會社内ニ設置セリ(計開佐多艦裝員長)

○電話架設
艦政本部總務部第一課長
番町二二二六〇 海軍大佐 谷 口 美 貞
四谷區 一丁目三拾三番地

海軍公報第二千四百七十號 大正九年十二月二十二日

(部内限二頁) 一一〇五

海軍公報

第二千四百七十一號

海軍大臣官房

大正九年十二月二十二日(水)

○通牒

官房第四三八二號ノ三

大正九年十二月二十二日

海軍省副官 野村吉三郎

上陸外出規則中改正ノ件ニ付左記ノ通大湊要港部司令官ノ上申ニ對シ認許セラレタリ

記

大要第三三三號

大正九年十一月三十日

大湊要港部司令官 布目 滿造

海軍大臣男爵 加藤友三郎殿

上陸外出規則中改正ノ件

大湊要港部上陸外出規則中左ノ通改正致度候條御認許相成度

右上申ス

左記

第四條第十二條中左ノ通改正ス

海軍公報第二千四百七十一號

大正九年十二月二十二日

二〇七

第四條中「第十條第三號第四號ノ場合ニハ所轄長」

トアルヲ「第六條第五號第六號及第十條

第三號第四號ノ場合ニハ所轄長(所轄長

ノ旅行ニ對シテハ司令官)ニ改ム

第十二條中「十二月二十一日ヨリ三月十日」ヲ「夏

季ニアリテハ七月二十五日ヨリ八月三十

一日迄冬季ニアリテハ十二月二十一日ヨ

リ二月六日」ニ改ム

官房第四五六八號

大正九年十二月二十二日

海軍省副官 野村吉三郎

各 廳 長 殿

內幣金御下賜ノ件

今般義濟會報效會ニ對シ左ノ通恩賜アリタリ

金七千八百圓也 義濟會 (義濟會盟約書第一條)

金拾五萬圓也 報效會 (義濟會盟約書第一條)

右依命通牒ス

陸海軍准士官以下ニシテ義濟會ハ公務ノ爲ニ不具職下ナリタル者及其ノ家族若シテ遺族ヲ保護恩和スルヲ主目的トシ向士官ノ遺族ニ對シテモ之ヲ行フコトアリ

官房第四五六九號

大正九年十二月二十二日

海軍省副官 野村吉三郎

艦隊、鎮守府、要港部參謀長(參謀)殿

汽船「トロール」漁業許可等ノ件

本件ニ關シ左記ノ通農商務省水産局ヨリ通知アリタリ
右通牒ス

記

許可番號	第六一號	船名	第五博多丸	操業區域	東海及黃海	漁獲物陸揚港	博多、下關、長崎	許可期間	許可ノ日ヨリ拾箇年	制限又ハ條件	一、朝鮮總督府及臺灣總督府令ノ定ムル「トロール」漁業ノ禁止區域ハ之ヲ違 一、「トロール」漁業監視ノ乘組ヲ命シタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
住所	福岡縣福岡市下對馬小路二十五番地博多「トロール」株式會社內	氏名又ハ名稱	太田清藏外十五名代表者 太田 清藏								
許可番號	第四七號	船名	根室丸	許可年月日	大正九年十月二十五日						
許可番號	第五三號	船名	長良丸	許可年月日	大正九年十一月十九日						
許可番號	第五五號	船名	嵐山丸	許可年月日	大正九年十一月二十日						
許可年月日	大正九年十一月三十日	船名	第二玉園丸	許可番號	第五六號						

許可年月日 大正九年十二月十八日

(名義變更ノ分)

○兵庫縣神戸市東町百二十六番共同漁業株式會社ハ長崎縣長崎市南山手町一番地倉場富三郎外三名代表者倉場富三郎ヨリ左記「トロール」汽船ヲ借受ケ許可名義ヲ同社ニ變更セリ

○長崎縣長崎市大村町十五番地長崎海運株式會社ハ同縣同市南山手町一番地倉場富三郎外三名代表者倉場富三郎ヨリ左記「トロール」汽船ヲ借受ケ許可名義ヲ同社ニ變更セリ

0662

○辭令

○大正九年十二月二十一日

任海軍技手 奥山尙四郎 ✓
 給五級俸
 任海軍技手 倉内 成信 ✓
 給六級俸
 任海軍技手 國松 房藏 ✓
 給月俸七拾圓
 任海軍技手 西村 久治 ✓
 給七級俸

(各通)

舞鶴海軍工廠附ヲ命ス

海軍航空機試驗所附ヲ免シ吳海軍工廠附ヲ命ス(以上
 海軍省)

○艦船所在

▲印(ハカシ) 指定ヲ要セス

○十二月二十二日午前十時調

海軍公報第二千四百七十一號 大正九年十二月二十二日

〔横濱〕 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、生駒、鎌名、八雲、津輕、富士、橋立、武蔵、若宮、青島、洲崎、松江、天龍、峯風、澤風、矢風、沖風、羽風、千早、夕立、三日月、夕暮、白雲、櫻、桑、椿、榎、春風、初春、初雪、時雨、如月、吹雪、有明、初霜、神風、霧、浦風、不知火、薄雲、潜一七、潜一六、潜一、潜二、潜一四、潜一五、口雄鷗、嶋、白鷹、潜〇五、潜〇七

〔横濱〕 佐多

〔浦賀〕 萩

〔清水〕 滿州

〔大湊〕 口追風、彌生、夕風、疾風

〔吳〕 扶桑、矢矧、球磨、平戸、伊勢、攝津、伊吹、鞍馬、常磐、明石、千代田、韓崎、駒橋、周防、大和、淀、膠州、野島、曙、陽炎、鷗、磯波、浦波、綾波、口谷風、江風、菊、潜五、潜三、潜四、潜一〇、潜一一、潜一二、潜八、潜九、潜一三、潜一四、潜一六、水六八、水七〇、水七一、潜〇一、潜〇二、潜〇四

〔大阪〕 藤

〔神戸〕 大井、葵

〔多度津〕 島風

〔徳山〕 室戸

〔佐世保〕 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲

0663

【桑 港】 能登呂

【航海中】

松山丸(十七日「サイバン」發二見へ)
 劍崎(十九日横須賀發吳へ)
 芝罘丸(十九日二見發)
 碧手、淺間(二十日「バヒアランカ」發「プンタ
 アレナス」へ)
 辨天丸(二十一日西戸崎發横須賀へ)
 高崎(二十一日佐世保發鎮海へ)
 須磨(二十一日清津發城津へ)
 長月、菊月(二十二日吳發旅順へ)

○ 雜 款

○赴任
 米國在勤帝國大使館附武官ニ補セラレタル海軍大佐永
 野修身ハ來ル二十七日午前八時半東京驛出發二十八日
 神戸出港ノ熱田丸ニテ歐洲經由赴任ノ豫定
 ○滞在地變更
 海軍軍醫大尉青山莞爾ハ舞鶴ヨリ吳へ滞在し地變更ノ儀
 十二月二十一日認許セラレタリ

利根、北上、秋津洲、最上、沖島、勢山、襟裳、
 龍田、口栗、檜、柿、口樺、梨竹、樺、口樫、梅、桃、
 柳、口村雨、朝霧、朝湖、白雲、口白雪、松風、野分、霞、
 口燕、雁、潜〇三、潜〇六
 【長 崎】 多摩、木曾、秋風
 【若 津】 鶴、蒼鷹
 【舞 鶴】 口香取、鹿島、口筑摩、口春日、新高、
 安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、口若菜、
 潮、朝風、口子日、口海風、山風、檜、口濱風、
 磯風、天津風、時津風、灘風、沙風、口水七五、水七二、
 水七三、水七四
 【鐵 海】 杉、口霞雀、鶉、鷺、鶴
 【仁 川】 口松、榊、柏
 【旅 順】 口卯月、水無月
 【馬 公】 口櫻、樺、橘、口桂、楓、梅、楠
 【打 狗】 桐
 【南洋群島】 勝力
 【浦鹽斯德】 口三笠
 【ベ 港】 石見、關東
 【上 海】 口千歲、鳥羽
 【燕 湖】 嵯峨
 【漢 口】 宇治
 【長 沙】 隅田
 【宜 昌】 伏見
 【タラカン】 野間、知床

○改姓

海軍主計少尉伊東忠雄ハ神奈川縣平民高橋家へ入籍ノ旨十二月十八日届出タリ

○電話及宿所

海軍教育本部第三部長

番町二、五三五

海軍機關少將 岡崎 貞伍

牛込區南榎町十五番地

海軍公報第二千四百七十一號

大正九年十二月二十二日

(部内限二頁)

一一二二

0665

海軍公報

第二千四百七十二號

海軍大臣官房

大正九年十二月二十三日

○令達

官房第四五七七號

大正九年十二月二十三日

海軍大臣男爵加藤友三郎

在京高等官

有位勳判任官

歳末御祝詞ノ件

歳末御祝詞ノ爲本月二十九日ヨリ三日ノ内親任官以下
奉任待遇以上並判任官以下ニシテ位勳ヲ有スル向ハ參
内スル儀ト心得ヘシ

右通達ス

服装 武官ハ通常禮裝文官ハ通常服(フロックコート)

追テ各地出張員ハ御祝詞言上ニ及ハス

官房第四五七七號ノ二

大正九年十二月二十三日

海軍大臣男爵加藤友三郎

在京各廳長殿

歳末御祝詞ノ件

判任官同待遇ニシテ位勳ヲ有セサル者ノ歳末御祝詞ハ
各廳ニ於テ相受ケ其ノ旨報告スヘシ

右通達ス

官房第四五七八號

大正九年十二月二十三日

海軍大臣男爵加藤友三郎

在京各廳長殿

來ル大正十年一月一日午前十時新年參賀トシテ位勳ヲ
有セサル判任官同待遇ハ本省ヘ參賀セシムヘシ

但シ時刻十五分前參集ノ事

右通達ス

官房第四五七九號

大正九年度歳出科目左ノ通追加ス

大正九年十二月二十三日

海軍大臣男爵加藤友三郎

歳出臨時部

款	項	目	節	解説	會計科目 電信格號
(災害費)					

海軍公報第二千四百七十二號

大正九年十二月二十三日

二二三

0666

○通牒	萬公署本部所屬建 造物風水害復舊費	建造物復 舊	ノメ
	廣須賀鎮守府管内 風水害復舊費	電線其他 復舊	ノヒ
	患者費補足	患者費補足	ケナ
	諸手當補足	流行性感 冒治療費	ケタ
	諸手當補足	傳染病豫防 救治手當	ケネ

艦本第一五九七號
大正九年十二月二十三日
海軍艦政本部長 岡田啓介
海軍省經理局長 志佐勝
關係各廳長殿

附屬費整理ニ關スル件
大正六年十月艦政會第三三九號本件通牒中附屬費支辨
事項ノ細目一二、費與加給ノ解疏ヲ左記ノ通改メ候條
御承知相成度
右通牒ス
左記

工務規則別表第五號第六、七、八ノ加給及別表第六號
ノ勳績加給

○辭令

○大正九年十二月二十三日

- 任海軍書記 加賀本米吉
- 給五級俸 長谷川貞市郎
- (各通) 勳八等 奥庵萬吉
- 任海軍書記 松本安造
- 給七級俸 山崎登
- 任海軍書記 岡想雄
- 給十級俸 北村愛次郎
- 任海軍技手
- 給六級俸
- 任海軍技手

0667

給月俸七拾圓
任海軍技手
給七級俸

山邊 瀧澤

與海軍工廠附ヲ命ス 海軍書記 加賀本 米吉
海軍建築本部附ヲ命ス 海軍書記 長谷川 貞市郎

舞鶴海軍工廠勤務ヲ命ス 海軍書記 奥庵 萬吉

(各通)

同 松本 安造
同 山崎 登

舞鶴海軍建築部勤務ヲ命ス

海軍技手 岡 恕雄

(各通)

同 北村 愛次郎
同 山邊 瀧澤

佐世保海軍建築部附ヲ命ス

主理 佐藤 俊龍

海軍機關學校ニ於ケル軍制學教授ヲ囑託ス

主理 杉山 義太郎

海軍機關學校ニ於ケル軍制學教授囑託ヲ解ク

海軍中佐 松下 元

靖國神社祭典掛ヲ命ス以上註明ニ海軍省)

○艦船所在

▲印(ハ)ノカニ
指定ヲ要セス

○十二月二十三日午前十時調

【横須賀】 口長門、口金剛、陸奥、山城、朝日、

生駒、榛名、八雲、津輕、富士、橋立、武蔵、若宮、

青島、洲崎、松江、天龍、峯風、澤風、

矢風、沖風、羽風、千早、夕立、三日月、

夕暮、白露、樺、桑、椿、櫻、春風、

初春、初雪、時雨、如月、吹雪、有明、初霜、

神風、響、浦風、不知火、薄雲、潜一七、潜一六、

潜一、潜二、潜一四、潜一五、口雄、口鷗、口鴻、

白鷹、潜〇五、潜〇七

【横濱】 佐多

【浦賀】 萩

【大湊】 口追風、彌生、夕風、疾風

【吳】 扶桑、矢矧、球磨、平戸、伊勢、攝津、

伊吹、鞍馬、常磐、明石、千代田、韓崎、駒橋、周防、

大和、淀、膠州、野島、劍崎、陽炎、驅、磯波、

浦波、綾波、口谷風、江風、菊、葵、潜五、

潜三、潜四、潜一〇、潜一一、潜一二、潜八、潜九、

潜一三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潜〇一、

潜〇二、潜〇四

【大坂】 藤

【神戸】 大井

【多度津】 島風

【徳山】 室戸

0668

【佐世保】 霧島、日向、敷島、肥前、比叡、出雲、利根、北上、秋津洲、最上、沖島、襟裳、龍田、口栗、檜、梅、柿、口松、梨、竹、桐、口櫻、檜、桃、柳、口村雨、朝霧、朝朝、白雲、口白雪、松風、野分、霞、口燕、雁、滑〇三、滑〇六

【長崎】 多摩、木曾、秋風

【若津】 鶴、蒼鷹

【舞鶴】 口香取、鹿島、口筑摩、口春日、新高、安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇、見島、口若菜、潮、朝風、口子日、口海風、山風、檜、桐、口濱風、磯風、天津風、時津風、灘風、沙風、口水七五、水七二、水七三、水七四

【鎮海】 高崎、杉、口雲雀、鶴、鷺、鶴

【城津】 須磨

【仁川】 口松、神、柏

【旅順】 口卯月、水無月

【馬公】 口桂、楓、梅、楠

【南洋群島】 勝利

【浦羅斯德】 口三笠

【八港】 石見、關東、口千歲、鳥羽

【上海】 口千歲、鳥羽

【燕湖】 嵯峨

【漢口】 宇治

【長沙】 隅田

【宜昌】 伏見

【オラカン】 野間、知床

【航海中】

芝罘丸(十九日二見發)

口磐手、淺間(二十日「バヒアブランカ」發「ブントアレナス」へ)

能登丸(二十日桑港發「ホルル」へ)

松山丸(二十一日二見發)

辨天丸(二十一日西戶崎發橫須賀へ)

長月、菊月(二十二日吳發旅順へ)

勞山(二十二日佐世保發馬公へ)

口櫻、桐、桐(二十二日馬公發佐世保へ)

滿州(二十三日清水發測量地へ)

○雜款

○總代

來ル三十一日午後二時大被ノ儀被爲行候ニ付勅、奏、判任官總代トシテ同日賢所參集所へ參列スヘキ旨左記諸官へ通達セラレタリ

勅任官總代 海軍中將 堀内三郎

奏任官總代 海軍機關大佐 岸本信太

判任官總代 海軍編修書記 杉山綱次郎

○郵便物發送先

0669

第二遣外艦隊司令部、春日、新高宛
 十二月二十五日迄ニ到着見込ノモノハ
 其ノ後司令部、春日宛ノモノハ
 新高宛ノモノハ
 舞鶴
 横須賀
 佐世保

○南洋交通船松山丸行動豫定

地名	着	發
横濱	十二月三十日	十二月三十日
横須賀	十二月三十日	一月六日
門司	一月九日	十日
二見	十三日	十四日
タイパン	十七日	十九日
ロタ	十九日	十九日
トラツク	二十二日	二十六日
ボナベ	二十八日	三十日
クサイ	二月一日	一日
ヤルト	三日	六日
クサイ	八日	八日
ボナベ	十日	十一日
トラツク	十三日	十六日
サイパン	十九日	二十日
二見	二十二日	二十二日
横濱	二十六日	二十六日

○電話架設

小石川 三九三〇

海軍省人事局長
 海軍少將 古川 鈺三郎
 小石川區大塚窪町二四、
 比ノ二號

0670

軍公報第二千四百七十二號 大正九年十二月二十三日 (部内限二頁) 一三七七

聯合弔慰會役員(大正九年十二月現在)

會長

海軍大將男爵 島村速雄

副會長

海軍機關中將 市川清次郎

專務幹事

(常務擔當)

海軍大佐 南郷次郎

海軍中佐 田岡勝太郎

海軍機關中佐 上田宗重

海軍々醫中佐 竹居光積

海軍主計大佐 林好郎

海軍造船大佐 本原耿介

海軍造船大佐 稻川與一

海軍造兵大佐 武藤稻太郎

海軍水路中佐 藤城國雄

幹事

各主計長

0671

海軍公報

第二千四百七十三號

大正九年十二月二十四日(金)
海軍大臣官房

○令達

官房第四五八五號

購買名簿中左ノ通改正ス

大正九年十二月二十四日

海軍大臣 男爵 加藤友三郎

指名競争ノ部

番號

被指名者氏名

被指名者所在市町村名

二十七

澤田新三郎

大阪市北區安治川通三丁目

ヲ削除ス

○辭令

○大正九年十二月二十三日

(各通)

山部 駒喜
須藤 伊太郎
草場 龜太郎

任海軍書記
給七級俸

任海軍技手
給月俸七拾圓

(各通)

任海軍技手

給八級俸

任海軍技官補

給五級俸

香取 珣哉

馬場 信太郎
池村 重三

國立威化院教諭 岸田 峯治郎

臨時南洋群島防備隊附ヲ免シ海軍艦政本部勤務兼造
兵監督助手ヲ命ス(計海軍省)

(各通)

佐世保海軍建築部勤務ヲ命ス

同 海軍書記 山部 駒喜

海軍艦政本部勤務兼造船監督助手ヲ命ス

同 海軍技手 須藤 伊太郎

海軍建築本部勤務ヲ命ス

同 海軍技手 草場 龜太郎

海軍艦政本部勤務兼造船監督助手ヲ命ス

同 海軍技手 香取 珣哉

海軍建築本部勤務ヲ命ス

同 海軍技手 馬場 信太郎

海軍建築本部勤務ヲ命ス

同 海軍技手 池村 重三

海軍公報第二千四百七十三號

大正九年十二月二十四日

一一一九

0672

海軍技官補 岸田 峯治郎

臨時南洋群島防備隊附ヲ命ス

給二級俸

海軍書記 小出 銈次郎

依願免本官

海軍軍醫少佐 渡 邊 龍

海軍造船學生造機學生造兵學生候補者身體検査委員ヲ命ス(以上皆海軍省)

海軍書記 長谷川貞市郎

第一部附ヲ命ス(註海軍建築本部)

海軍接手 山下 吉隆

免兼海軍省軍需局附(註水路部)

○艦船所在

▲印(ハ)▲(ホ)▲(ニ)▲(ハ)▲(ホ)▲(ニ)▲(ハ)▲(ホ)▲(ニ)

○十二月二十四日午前十時開

【横須賀】 口長門、口金剛、口陸奥、口山城、朝日、生駒、榛名、八雲、津輕、富士、橋立、武蔵、若宮、青島、洲崎、松江、口天龍、口峯風、海風、夕暮、白雲、口海風、口早立、口夕立、三日月、初春、初雪、時雨、口如月、吹雪、有明、初霜、神風、響、浦風、不知火、薄雲、口潛一七、潛一六、

潛一、潛二、口潛一四、潛一五、口雄▲、口雄▲、白鷹▲、口潛〇五、潛〇七

【横濱】 佐多

【大津】 口追風、彌生、夕嵐、疾風

【吳】 扶桑▲、矢矧▲、口球磨、平月、伊勢、攝津、伊吹、鞍馬、常磐、明石、千代田、口韓崎、駒橋、周防、大和、淀、膠州、野島、劍崎、口陽炎、口磯波、浦波、口綾波、口谷風、江風、菊、葵、口潛五、

潛三、潛四、口潛一〇、潛一一、潛一二、口潛八、潛九、

潛一三、口水六七、水六八、水七〇、水七一、潛〇一、

潛〇二、潛〇四

【大阪】 藤

【神戸】 大井

【徳山】 室戸

【佐世保】 霧島、日向、敷島、肥前、比叡▲、出雲▲、

利根、北上、秋津洲、最上、沖島、襟裳、口龍田▲、

口栗、梅、柿、口榎、梨、竹、口櫻、檜、桃、柳、

口村雨、朝霧、朝潮、白雲、口白雲、松風、野分、龍、

口燕、雁、口潛〇三、潛〇六

【長崎】 多摩、木曾、秋風

【若津】 口香取▲、鹿島▲、口筑摩▲、口春日▲、新高▲、

安藝、薩摩、日進、吾妻、對馬、阿蘇▲、見島▲、口若葉▲、

潮▲、朝風▲、子日▲、口海風▲、山嵐、檜、柳、口浪風▲、

磯風、天津風、時津風、灘風、沙風、口水七五、水七二、水七三、水七四

【鎮海】 杉、口雲雀、鶏、鶯、鶯

【旅順】 口卯月、水無月

【馬公】 口桂、楓、梅、楠

【南洋群島】 勝利、芝罘丸

【浦羅斯德】 口三笠

【上海】 石見、關東

【上湖】 口千歲、鳥羽

【漢口】 宇治

【長沙】 隅田

【宜昌】 伏見

【厦門】 口櫻、梅、桐、橘

【タラカン】 野間、知床

【航海中】

▷ 磐手、淺間(二十日)「ビエアブランカ」發「ブンダアレナス」へ)

能登呂(二十日桑港發「ホノルル」へ)

松山丸(二十一日二見發)

辨天丸(二十一日西戸崎發横須賀へ)

長月、菊月(二十二日吳發旅順へ)

勞山(二十二日佐世保發馬公へ)

滿州(二十三日清水發測量地へ)

口松、楠、柏(二十三日仁川發群山へ)

高崎(二十三日鎮海發旅順へ)

須磨(二十三日城津發西湖津へ)

○ 雜 款

○司令驅逐艦變更

第二十五驅逐隊司令ハ本月十二日司令驅逐艦ヲ縦ヨリ

樞ニ變更セリ

○ 特務艦野島行動豫定

地名	一著	發
吳山	一月八日	一月八日
徳山	一月二十三日	十四日
トラツク	二月十二日	二十七日
タヒチ	二月九日	二月二十一日
トラツク	三月九日	三月十三日
横須賀	二十二日	

○南洋交通船松山丸第六回輸送日割

一、行 先 地 門司、二見、サイパン、ロタ、トラツク、ボナペ、クサイ、ヤルート

二、入 港 日 時 十二月三十日時刻未定

三、出 港 日 時 十年一月六日時刻未定

海軍公報第二千四百七十三號 大正九年十二月二十四日

0674

二十一日臺中州二、發生セリ

累計 二、四〇一

四、輸送請求締切 十二月二十七日午後二時
五、物件搭載締切 出港時刻ノ二時間前
六、便乗者乗船時刻 右同

備考 一、未定事項ハ決定次第通知ス

二、便乗者ハ出港時刻ノ二時間前迄ニ港務部

ニ集合ノコト

三、復航、クサイ、ボナベ、トラツク、サイバ

ンニ見横濱ニ寄港

(横須賀海軍港務部)

○出發

海軍機關少佐子爵河瀬真、歐米各國へ留學ノ爲メ來ル
二十八日東京發同日正午横濱出港ノ「コレア」丸ニテ
米國へ向ケ出發ノ豫定

○ペスト發生報 (大正九年十二月二十三日)

(内務省衛生局)
昨日和歌山縣海草郡岡町村紀陽絨布會社工場内一、和
歌山市湊本町一丁目一、有菌鼠發

累計 患者 二四
有菌鼠 七二

○虎列刺發生報 (大正九年十二月二十三日)

(内務省衛生局)
一、既報ノ福岡縣發生疑似一眞症ト決定
二、臺灣 十二月十三日臺中州四、十五日高雄州二、

(部内限一頁)

0675